

函館市監査公表第24号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治



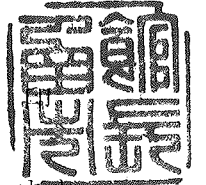
函 観 企

平成30年 7月 9日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	観 光 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ( )		
監 査 等 実 施 期 間	平成29年11月30日～平成30年3月26日	講 評 日	平成30年3月28日
調 査 対 象 事 項 名	予算の執行		
指摘事項, 意見・要望事項			
<b>【指摘事項】</b> 歳入科目のうち行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料324,480円について、当該許可に併せて歳入金の調定および納入通知すべきところ、これを行っていなかった。また、平成28年度出納整理期間内に行った駐車場使用料6,000円の還付について、当該収入した歳入金から戻すべきところ、29年度の歳入金から戻していたことから、チェック体制を強化するなど、遺漏のない適正な事務の執行を図られたい。			
措置内容, 対応・考え方等			
歳入事務の処理について、行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料の調定等については、当該許可に併せて調定および納入通知することを徹底し、その確認を複数職員により行うこととしたほか、出納整理期間中の駐車場使用料の還付については、戻すべき年度に誤りが生じないように、指定管理者と連携を図りながら、4月中における月極め駐車場の途中解約の状況確認を徹底するとしたところであり、今後においても遺漏のない適正な事務処理に努めてまいります。			